

保護者 各位

いわき湯本高等学校長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（お知らせ）

このことについて、令和4年6月9日（木）に開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、「子どもの感染拡大防止重点対策」が令和4年6月12日（日）をもって終了することが示されました。

これを踏まえ、県教育委員会は令和4年6月13日（月）から学校における行動基準を“レベル1”としました。また、県内の感染状況は減少傾向にはありますが、オミクロン株の特性上、感染力の強さからクラスター発生の危険性が高く、今後も基本的な感染症対策を徹底する必要があること、加えて、地域や学校ごとの状況を踏まえた機動的な対応を適切に実施することとしております。

つきましては、令和4年5月18日付け保護者宛文書においてお示した、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る本校の対応について下記のとおりとします。学びを継続するために感染症対策を引き続き徹底することについて、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、感染状況の変化等により、今後、変更となる場合があります。

記

1 対象期間 令和4年6月13日（月）～

2 本校における基本的な感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策を徹底します。

- ① 原則マスクの着用（不織布マスクを推奨します。特に会話時には必ずマスクを着用すること、また、正しい方法でマスクを着用することを徹底します。）

ただし、熱中症のリスクが高まる夏季においては、場面に応じてマスクを外すよう指導します。特に、体育の授業、運動部活動中、登下校時は熱中症対策を優先します。

- ② こまめな手洗い、手指消毒（特に多くの生徒が手を触れる箇所は定期的に消毒します。）
- ③ こまめな換気（教室や職員室等の窓を開けるなど、常時換気に努めます。）
- ④ 身体的距離の確保

(2) 健康観察を徹底します。

御家庭におきまして、毎朝の検温を必ずお願いします。

- ① 毎朝、体温・体調チェックシートに記入し、決められた日時まで担任に提出してください。
- ② 風邪のような症状、発熱、強い怠さ、息苦しさ、喉の違和感等の症状がある場合には、必ず「かかりつけ医等の身近な医療機関」または「受診・相談センター」（0120-567-747）に相談してください。
- ③ 生徒が風邪のような症状や発熱等の症状がある場合は無理をせず、自宅で休養することを徹底してください。出席停止扱いとします。（生徒が感染した、あるいは濃厚接触者となった場合は、登校できません。出席停止となります。）

※生徒の同居する家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合や濃厚接触者と判明した場合、登校することは差し支えありません。ただし、このことについて感染の不安等がある場合、学校まで御相談ください。

- ④ 登校時や登校後に生徒に風邪症状が見られた場合には、当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養することを徹底します。

⑤ 健康的な生活(十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事)により抵抗力を高めるように努めます。

御家庭の御協力をお願いします。

- (3) 「感染リスクの高い学習活動」において実施する場合は、適切な感染症対策を行った上で実施します。
- (4) 飲食場面では、十分な換気を行います。また、対面としないことや黙食を徹底し、会話をする際はマスクを着用することや飲食中の身体的距離の確保を徹底します。
- (5) 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS 等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないこと等、差別や偏見の防止のための指導を徹底します。

3 学校行事等について

- (1) 宿泊を伴う学校行事については、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とします。
- (2) 通常の部活動において「感染リスクの高い活動」を実施する場合は、適切な感染症対策を行った上で実施します。
- (3) 部活動における宿泊を伴う合宿、遠征等については、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とします。
- (4) 部活動における他校との練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施します。
- (5) 部活動における部室利用について、室内が密とならないよう使用し、部室内の換気、清掃等も徹底します。
- (6) 下校時等の会食は控え、会話の際はマスクの着用を徹底します。
- (7) 外部団体と交流する場合は、感染症対策について協力を求めます。

4 家族における基本的な感染症対策について

- (1) 同居する家族等も毎日健康状態を確認するよう、御協力をお願いします。
- (2) 一人ひとり基本的な感染対策の徹底をお願いします。家庭から感染が広がらないよう取り組むことについて御協力をお願いします。
- (3) 同居する家族等に濃厚接触者がいる場合など、家族等の状況に応じて、家庭内においてもマスクの着用等の感染症対策を徹底してください。

5 連絡体制について

- (1) 生徒本人や同居している家族等が PCR 検査等を行った場合は、必ず学校まで御連絡ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、急ぎ周知する必要がある場合は、一斉メールや学校ホームページ等で生徒・保護者の皆様にお知らせします。

6 組織的な取組の徹底

- (1) 上記2～5の対策を真に徹底するため、学校全体で組織的に取り組みます。
- (2) 必要に応じ、学校医、保健所等の指導・助言・協力を得ながら対策の徹底を図ります